

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市中度身体障害者医療費給付要綱	給付金の支給	医療助成年金課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 給付の対象となる者は、要綱第3に規定される要件を満たす者であること。
- (2) 給付の額は、要綱第8に規定される要件を満たすものであること。
- (3) 申請は、要綱第9に規定によりなされたものであること。

2 標準処理期間は、60日（土・日曜、祝日を除く）とする。

備考　条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。